

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域決定【都市整備局道路部管理課】2
- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】3
- 道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】4
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定の廃止【都市整備局道路部道路維持課】5
- 行旅死亡人の告示【保健福祉局地域共生社会推進部保護課】6

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】7
- 特定調達契約の相手方の決定【総務市民局人事部給与課】8
- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】9

北九州市告示第 2 5 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 2 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
5 3 5	湯川飛行 場線	小倉南区中曽根東五丁目 1 7 5 5 番 2 地先から 小倉南区中曽根東五丁目 1 7 4 1 番地先まで	13.5 ～ 46.5	63.0
6 3 9 7	曾根新田 3 2 号線	小倉南区大字曾根新田 3 9 2 番地先から 小倉南区大字曾根新田 8 8 2 番 1 地先まで	4.5 ～ 21.1	180.0

北九州市告示第 254 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 21 日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2583	曾根新田 6 号線	前	小倉南区曾根新田北三丁目 614 番 1 地先から 小倉南区曾根新田北七丁目 880 番 1 地先まで	3.1 ～ 17.2	386.0
		後	小倉南区曾根新田北三丁目 614 番 1 地先から 小倉南区曾根新田北七丁目 880 番 1 地先まで	5.0 ～ 20.5	395.0
6043	曾根 2 23 号線	前	小倉南区大字曾根 4361 番 10 地先から 小倉南区大字曾根 3536 番 13 地先まで	16.7 ～ 19.5	413.0
		後	小倉南区大字曾根 4361 番 10 地先から 小倉南区大字曾根 3536 番 7 地先まで	16.7 ～ 44.8	376.0

北九州市告示第 255 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 6 年 5 月 21 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 21 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
535	湯川飛行場線	小倉南区中曾根東四丁目 1859 番 1 地先から 小倉南区中曾根東五丁目 1741 番地先まで
652	恒見朽網線	小倉南区曾根北町 2937 番 1 地先から 小倉南区大字朽網 3914 番 1 まで
2583	曾根新田 6 号線	小倉南区曾根新田北三丁目 614 番 1 地先から 小倉南区曾根新田北七丁目 880 番 1 地先まで
6043	曾根 22 3 号線	小倉南区大字曾根 4361 番 10 地先から 小倉南区大字曾根 3536 番 7 地先まで
6397	曾根新田 32 号線	小倉南区大字曾根新田 392 番地先から 小倉南区大字曾根新田 882 番 1 地先まで

北九州市告示第 2 5 6 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 3 9 号）第 3 条第 1 項の規定による電線共同溝を整備すべき道路の指定を廃止したので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 2 1 日

北九州市長 武 内 和 久

道路の種類	路線名	電線共同溝を整備すべき道路の指定の廃止区間	延長 (m)	廃止の部分
市道	折尾 6 0 号線	北九州市八幡西区折尾三丁目 1 5 2 2 番 1 から 北九州市八幡西区折尾三丁目 1 5 1 2 番 1 5 まで	5 0	上下線
市道	折尾 6 1 号線	北九州市八幡西区折尾三丁目 1 5 1 2 番 4 から 北九州市八幡西区折尾三丁目 1 5 1 2 番 1 5 まで	7 0	上下線

北九州市告示第 257 号

次のとおり行旅死亡人を取り扱った旨報告を受けたので、心当たりの方は、直接取扱者まで申し出てください。

令和 6 年 5 月 21 日

北九州市長 武 内 和 久

1 氏名

不詳

2 本籍及び住所

不詳

3 性別及び年齢

(1) 性別 女

(2) 年齢 50 歳代以上と推定

4 特徴

右眼窩部下部にいぼ、顎部下部に癒痕（陳旧性）あり。

5 着衣等

上衣 茶色長袖 T シャツ、青色長袖 T シャツ、紫色ブラジャー

下衣 黒色ジーンズ、黒色長スパッツ、ピンク色半スパッツ、紫色パンツ

所持品 黒色腕時計、髪留めピン 3 本、髪留めゴム 2 本、500 円硬貨
1 枚、100 円硬貨 4 枚、10 円硬貨 7 枚、5 円硬貨 1 枚、ハンカチ 1 枚

6 死亡年月日

令和 6 年 4 月 1 日夜頃から同年 4 月 2 日未明頃（推定）

7 死因

溺死

8 死体発見の日及び場所

(1) 死体発見の日 令和 6 年 4 月 2 日午前 6 時 56 分頃

(2) 死体発見の場所 北九州市若松区洞海湾口防波堤外端所在の若松洞海湾口防波堤灯台から真方位 124 度、約 2,250 メートルの海域

9 死体の措置

身柄の引取者が見つからないため、火葬に付し、遺骨は北九州市において保管

10 取扱者

北九州市戸畑福祉事務所長

吉永一郎

北九州市公告第 370 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 6 年 5 月 21 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区小鷺田町 12 番 104 から 12 番 163 まで	名古屋市東区泉一丁目 23 番 22 号 トヨタホーム株式会社 代表取締役 後藤裕司

北九州市公告第 371 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 5 月 21 日

北九州市長 武内和久

- 1 特定役務の名称及び数量
人事給与システム運用保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市総務市民局人事部給与課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 6 年 3 月 22 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社ニシコン
北九州市小倉北区京町三丁目 13 番 17 号
- 5 契約金額
3,629 万 5,248 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第 3 7 3 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）
附則第 5 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、次のとおり
公告する。

令和 6 年 5 月 2 1 日

北九州市長 武 内 和 久

（掲示により別紙省略）